

第 2 回旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会の運営に係る取扱いについて

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）は、その会議内容に広島市情報公開条例第 7 条第 2 号（法人等事業情報）及び第 3 号（事務事業執行情報）に掲げる情報を含むことから、非公開としているが、本事業に対する市民の関心の高さに鑑み、法人等事業情報を含まない第 2 回審議会については、議事を公開で行うこととする。

令和 3 年 1 月 1 9 日

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会

会長 吉長 成恭